

リツイートを中心とする SNS 投稿の法律問題

(Legal issues of SNS posting mainly for retweets)

- 監 修 飯田 直久、本田 正男
- 第 1 章 リツイートによる著作権違反について
(最高裁令和 2 年 7 月 2 1 日第三小法廷判決) (遠藤 政尚)
- 第 2 章 リツイートによる名誉毀損
(大阪高裁令和 2 年 6 月 2 3 日判決) (内山 浩人)
- 第 3 章 リツイートによる名誉毀損における表現行為の特定性
(東京地裁平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日判決) (木村 俊樹)
- 第 4 章 ツイッター等による名誉毀損における表現行為の特定性及び公然性
(東京地裁平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日判決) (木村 俊樹)
- 第 5 章 SNS 上の権利侵害に特徴的な論点 (坂本 真史)

はじめに

令和 2 年になって、大阪高裁、最高裁と、リツイートによる権利侵害を認めた判決が相次いで言い渡された。ツイッターを初めとするソーシャル・ネットワークキング・サービス (SNS) は、情報を発信、共有するためのコミュニケーションツールとして、スマートフォンの普及と共に、誰もが利用するサービスになっている。しかしながら、そこで交換・共有される情報は、複製が容易であると共に、簡単な操作でネットを通じて拡散していく。そのため、利用者の意図とは無関係に、第三者の権利を侵害する危険を孕んでいる。他方、SNS は既に表現行為の一つとして社会的に認知されており、これを制限することは、かえって表現行為の過度な規制にも結びつきかねず、いかにしてそのバランスをとるのかも重要な課題といえる。そこで、本論稿では、リツイートを中心として、SNS による権利侵害が問題となった最近の判例を含めて紹介しつつ、その射程範囲や問題点について探っていくことにした。

第 1 章 リツイートによる著作権違反について (最高裁令和 2 年 7 月 2 1 日第三小法廷判決)

第 1 はじめに

本章では、いわゆるリツイート行為が著作権違反になり得るとして発信者情報開示を認めた最高裁判例について紹介・批評しつつ射程範囲を検討し、また、当該発信者情報開示後に想定される本案訴訟の損害賠償請求における争点との関係についても検討する。

第 2 最高裁令和 2 年 7 月 2 1 日第三小法廷判決 (平成 3 0 年 (受) 第 1 4 1 2 号 発信者情報開示請求事件)

1 事案の概要

職業写真家である被上告人 X が、本件写真の隅に「©」マーク及び自己の氏名をアルファベット表記した文字等 (以下「本件氏名表示部分」という。) を付加した画像 (以下「本件写真画像」という。) を自己のウェブサイトに掲載した。ツイッター上のアカウントにおいて、X に無断で、本件写真画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿された。

その後、別のツイッター上の複数のアカウントにおいて、それぞれこのツイートのリツイートがされた (以下「本件リツイート」という。)

これにより、不特定多数の者が閲覧できる本件各アカウントの各タイムラインに、本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。この各表示画像は、本件元画像の上部及び下部がトリミング（一部切除）された形となっており、そのため、本件氏名表示部分が表示されなくなっている。

Xは、本件各リツイートにより本件写真に係るXの氏名表示権等を侵害されたとして、上告人である米ツイッター社に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

※「ツイッター」：インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク。

※「リツイート」：第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿。

※「タイムライン」：個々のツイートが時系列順に表示されるページ。

2 一審、原審

一審（東京地判 H28.9.15）では、リツイート行為については、著作権侵害、著作者人格権侵害ともに否定した。

原審（知財高判 H30.4.25）では、リツイート行為について、複製権侵害、公衆送信権侵害、講習伝達権侵害を否定したものの、リツイート行為によって表示される画像が、ツイッターの仕様によりトリミングされたことによる、同一性保持権侵害、氏名表示権侵害が認められ、リツイート者について発信者情報の開示を認めた。

3 最高裁の判断 ※下線部は引用者による。

（1）争点① 著作権法19条1、2項に該当するか（第2部分）

ア 1項「著作物の公衆への提供若しくは提示」にあたるか。

上告理由は、リツイート行為は、著作権侵害となる著作物の利用をしていない（要件に該当しない）との主張をした。しかし、最高裁は、1項の文言上、著作物の利用による場合に限定していないこと、また、同項は著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものと解され、その趣旨は権利侵害となる著作物の

利用を伴うか否かにかかわらず妥当することから、上記文言は、権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当であるとした。

イ 2項「すでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示」にあたるか。

上告理由は、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば本件元画像をみることができるから、著作物を表示しているとの主張をした。しかし、最高裁は、本件各リツイートは、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものであり、「これは客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである」と指摘した。「そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるということとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。」と判断した。

（2）争点② プロバイダ責任制限法4条1項1号（第3部分）

ア 「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたといえるか。

上告理由は、本件各リツイート者による本件リンク画像表示データの送信については、当該データの流通それ自体によって被上告人の権利が侵害されるものではないから、「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたという要件を満たさない旨を主張した。

イ 「侵害情報の発信者」に該当するか。

上告理由は、本件各リツイート者は、被上告人の権利を直接侵害する情報である画像データについては、何ら特定電気通信設備の記録媒体への記録を行っていないから、同項の「侵害情報の発信者」の要件に該当しない旨を主張した。

しかし、最高裁は、「本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記第1の2(5)のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものといえることができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者といえることができる」と判断した。

4 戸倉補足意見

「1・・・もつとも、このような氏名表示権侵害を認めた場合、ツイッター利用者にとっては、画像が掲載されたツイート（以下「元ツイート」という。）のリツイートを行うに際して、当該画像の出所や著作者名の表示、著作者の同意等に関する確認を経る負担や、権利侵害のリスクに対する心理的負担が一定程度生ずることは否定できないところである。しかしながら、それは、インターネット上で他人の著作物の掲載を含む投稿を行う際に、現行著作権法下で著作者の権利を侵害しないために必要とされる配

慮に当然に伴う負担であって、仮にそれが、これまで気軽にツイッターを利用してリツイートをしてきた者にとって重いものと感じられたとしても、氏名表示権侵害の成否について、出版等による場合や他のインターネット上の投稿をする場合と別異の解釈をすべき理由にはならないであろう。

そもそも、元ツイートに掲載された画像が、元ツイートをした者自身が撮影した写真であることが明らかである場合には、著作者自身がリツイートされることを承諾してツイートしたものとみられることなどからすると、問題が生ずるのは、出所がはっきりせず無断掲載のおそれがある画像を含む元ツイートをリツイートする場合に限られる。また、元の画像に著作者名の表示がないケースでは、著作者が当該著作物について著作者名の表示をしないことを選択していると認められる場合があるであろうし、元の画像に著作者名の表示があつてリツイートによりこれがトリミングされるケースでは、リツイート者のタイムラインを閲覧するユーザーがリツイート記事中の表示画像を通常クリック等するといえるような事情がある場合には、これをクリック等して元の画像を見ることができるともって著作者名の表示があつたとみる余地がある（そのような事情があるか否かは、当該タイムラインを閲覧する一般のユーザーの普通の注意と閲覧の仕方とを基準として、当該表示画像の内容や表示態様、閲覧者にクリック等を促すような記載の有無などを総合的に考慮して判断することとなろう。）。

さらに、著作権法19条3項により、著作者名の表示を省略することができると解される場合もあり得るであろう。そうすると、リツイートをする者の負担が過度に重くなるともいえないと思われる。

2 他方、本件各リツイートにより、本件各アカウントの各タイムラインに本件元画像の上下がトリミングされて本件氏名表示部分が表示されなくなった本件各表示画像が表示されたのは、ツイッターのシステムの仕様がそのような処理をするようになっているためであり、本件

各リツイート者が画像表示の仕方を変更することもできなかったものである。そうすると、今後も、そのような仕様であることを知らないリツイート者は、元の画像の形状や著作者名の表示の位置、元ツイートにおける画像の配置の仕方等によっては、意図せざる氏名表示権の侵害をしてしまう可能性がある（そのような仕様であることを認識している場合には、元ツイート記事中の表示画像をクリックして元の画像を見ることにより著作者名の表示を確認し、これを付記したコメント付きリツイートをするなどの対応が可能であろう。）。ツイッターは、社会各層で広く利用され、今日の社会において重要な情報流通ツールの一つとなっており、国内だけでも約 4500 万人が利用しているとされているところ、自らが上記のような状況にあることを認識していないツイッター利用者も少なからず存在すると思われること、リツイートにより侵害される可能性のある権利が著作者人格権という専門的な法律知識に関わるものであることなどを考慮すると、これを個々のツイッター利用者の意識の向上や個別の対応のみに委ねることは相当とはいえないと考えられる。著作者人格権の保護やツイッター利用者の負担回避という観点はもとより、社会的に重要なインフラとなった情報流通サービスの提供者の社会的責務という観点からも、上告人において、ツイッター利用者に対する周知等の適切な対応をすることが期待される。」

5 林反対意見

「1 原審は、本件各表示画像につき、本件写真画像（本件元画像）がトリミングされた形で表示され（以下、このトリミングを「本件改変」という。）、本件氏名表示部分が表示されなくなったことから、本件各リツイート者による著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害を認めた。しかし、本件改変及びこれによる本件氏名表示部分の不表示は、ツイッターのシステムの仕様（仕組み）によるものであって、こうした事態が生ずるような画像表示の仕方を決定したのは、上告人である。これに対し、本件各リツイート者は、本件元ツイートのリツイ

ートをするに当たって、本件元ツイートの掲載された画像を削除したり、その表示の仕方を変更したりする余地はなかったものである。

また、上記のような著作者人格権侵害が問題となるのは著作者に無断で画像が掲載される場合であるが、本件で当該画像の無断アップロードをしたのは、本件各リツイート者ではなく本件元ツイートを投稿した者である。

以上の事情を総合的に考慮すると、本件各リツイート者は、著作者人格権侵害をした主体であるとは評価することができないと考える。

2 ツイッターを含む SNS は、その情報の発信力や拡散力から、社会的に重要なインフラとなっているが、同時に、SNS による発信や拡散には社会的責任が伴うことは当然である。その意味で、画像そのものが法的、社会的に不適切であって、本来、最初の投稿（元ツイート）の段階において発信されるべきではなく、削除されてしかるべきであることが明らかなもの（例えば、わいせつ画像や誹謗中傷画像など）については、その元ツイートはもとより、リツイートも許容されず、何ら保護に値しないことは当然である。しかしながら、本件においては、元ツイート画像自体は、通常人には、これを拡散することが不適切であるとはみえないものであるから、一般のツイッター利用者の観点からは、わいせつ画像等とは趣を異にする問題であるといえる。多数意見や原審の判断に従えば、そのようなものであっても、ツイートの主題とは無縁の付随的な画像を含め、あらゆるツイート画像について、これをリツイートしようとする者は、その出所や著作者の同意等について逐一調査、確認しなければならないことになる。私見では、これは、ツイッター利用者に大きな負担を強いるものであるといわざるを得ず、権利侵害の判断を直ちにすることが困難な場合にはリツイート自体を差し控えるほかないことになるなどの事態をもたらしかねない。そうした事態を避けるためにも、私は、上記 1 の結論を採るところである。」

6 評釈（判例の射程範囲）

(1) このように多数意見と反対意見は結論

を異にするものではあるが、それはリツイート行為による著作者名の不表示が、リツイート者が直接行ったものではなくツイッターのシステムの仕様により生じているという問題意識については共通している（補足意見の2、反対意見の1）。また、いずれの意見も、著作権保護の重要性、著作権侵害となる場合に生じる利用者の負担、社会的に重要なインフラとしての利用実態等について比較考慮のうえ、結論を導き出しており、示唆に富む内容となっている。もっとも、両意見の結論の差異は、詰まるところ、著作者の権利の保護または利用実態のいずれを重視するかによるものと思われる。以下、具体的に、補足意見、反対意見について触れる。

（2） ア 補足意見では、多数意見に同じく著作権法の趣旨・文言から著作者を保護すべきという観点から氏名表示権侵害を認めつつも、一方で、リツイート者というツイッターを利用する側も配慮して、著作者の同意等に関する確認を経る負担や、権利侵害のリスクに心理的負担が一定程度生ずることは否定できないと指摘している。

もっとも、現行著作権法下で必要とされる配慮に当然に伴う負担であること、出版等による場合と他のインターネット上の投稿をする場合と別異の解釈をすべき理由にならないことを指摘のうえ、実際にはツイッターを利用する側を保護すべき重要性は著作者のそれに比べて低いとの評価をしているようである。

また、リツイートの問題が生ずる場合は、無断掲載のおそれがある画像を含む元ツイートをリツイートする場合には限られること、元の画像に著作者名の表示があつてリツイートされるケースでは、クリック等で元の画像を見ることができることをもって著作者の表示があつたと見る余地があることも言及して指摘しており、このように問題事例自体は限定的でありかつ著作者表示になる場合もあるから、実際にリツイート行為が著作名表示権侵害になり得る場合はかなり少ないとの評価をしているようである。そして、著作者表示があると認められる「事情があるか否かは、当該タイムラインを閲覧する一

般のユーザーの普通の注意と閲覧の仕方とを基準として、当該表示画像の内容や表示態様、閲覧者にクリック等を促すような記載の有無などを総合的に考慮して判断することとなろう」と指摘している。

イ しかし、私見としては、そもそも問題事例となるのは元ツイートが無断掲載のおそれがある場合に限られるとしても、そのような場合にいかにリツイート行為が氏名表示権侵害に当たらないとするかが問題の本質である。ツイートのタイムラインは無数にあつて閲覧者が必ずしもクリックするとは限らないのが利用実態であると思われることから、仮にクリック等を促すような記載があつたとしても、よほどなものではない限り、著作者表示があると認められる場合はほとんどなく、結果として原則氏名表示権侵害にあつたと判断されるのがほとんどであると考えられる。それゆえ、この点の補足意見は、問題の本質と利用実態を十分に捉えきれていないと思われる。

ウ これに関して、補足意見も、ツイッターの仕様により利用者が意図しない氏名表示権の侵害してしまう可能性があることへの配慮として、「これを個々のツイッター利用者の意識の向上や個別の対応のみに委ねることは相当とはいえないと考えられる。著作者人格権の保護やツイッター利用者の負担回避という観点はもとより、社会的に重要なインフラとなった情報流通サービスの提供者の社会的責務という観点からも、上告人において、ツイッター利用者に対する周知等の適切な対応をすることが期待される。」と付言さえしているところである。

（3） 他方、反対意見は、ツイッターのシステムの仕様（仕組み）によるものであることから、画像表示の仕方を決定したのは、ツイッター社であつて、リツイート者（投稿者）には表示の仕方を変更する余地はなかつたこと、そもそも無断投稿したのは本件各リツイート者ではなく本件元ツイートを投稿したものであることから、総合的に考慮すると、著作者人格権侵害をした主体であるとは評価することはできないと指摘する。また、多数意見に従うと、「ツイ

ートしようとする者は、その出所・・・について逐一調査、確認しなければならないことになる。・・・ツイッター利用者に大きな負担を強いるものであると言わざるを得ないと指摘する。

このように、多数意見によると利用者側への過度の負担になるという結果の妥当性に疑問を呈するゆえに、著作者人格権侵害の主体とは評価できないとの判断をしているようである。反対意見は、さらに利用者側を保護すべき理由として、「ツイッター・・・の情報の発信力や拡散力から、社会的に重要なインフラとなっている」という利用実態を強調している。これは、別の観点から言えば、単なる利用者保護のみならず社会的インフラの意義を含む表現の自由としての保護にも配慮しているのではないであろうか。

もっとも、反対意見を前提とすると、リツイート行為は、原則として氏名表示権の侵害に当たらないことになり、著作者の保護に悖ることになる。しかし、これも反対意見が自ら指摘するとおり、無断投稿した元ツイートが直接的な氏名表示権の侵害をしていることから、著作者は、この元ツイート者に関する発信者情報開示請求をすれば足りるのであり、必ずしも著作者の保護に欠けることはないとして、著作者保護にも配慮を示している。

このように見ると、反対意見の方が、利益衡量として据わりが良い結論を取っているとも思える。ただし、反対意見の一番弱い点としては、著作権法 19 条の法的解釈としての論理明快さに欠けるところである。

(4) 以上の検討からすれば、多数意見は、補足意見や反対意見が指摘するような、ツイッター社による仕様問題や社会的インフラとしての利用実態からすればリツイート行為まで氏名表示権の侵害を直ちに認めてよいのかという問題には理解しつつも、やはり著作権法による著作者保護の観点からすれば、上記判断にならざるを得なかったものといえるだろう。なお、これは発信者情報開示手続における判断であるから、リツイートをした者が直ちに氏名表示権侵害について直ちに不法行為責任を負うことにはならず、それ自体は別途慎重に検討すべき問題

と思われるし、また、リツイートをした者が必ずしも不法行為責任を負うことにならないよう、法的判断として救済する余地があるとも思われる。

そこで、次の検討をしていく。

第3 著作権違反による不法行為責任

1 著作権違反（違法行為）

上記判例は、発信者情報開示手続における判断ではあるものの、著作権違反の有無につき 19 条の該当性まで検討判断していることから、無断掲載をした元ツイートをリツイートした場合には、これに該当して違反するとの判断は否定しがたいと思われる。

これに関して、ツイッター社の仕組みが原因であることから、因果関係も問題となり得るであろうが、「無断掲載した元ツイート→このリツイート行為→トリミング仕様による侵害」という構造からすれば、後述における故意・過失の問題になり得ても、因果関係としてはやはり原則認められるはずである。

2 故意・過失

上記判例の多数意見は、著作権法 19 条の該当性を判断しているところ、あくまでも客観的な権利侵害のみ判断しているものであって、主観的要件としての故意・過失まで推定させる判断はしていない。この点に留意すれば、故意・過失が否定される事例もあるかと思われる。

「無断掲載をしている元ツイート」をリツイートすれば「トリミングされて表示されること」を認識のもとリツイート行為をすれば、当然故意は認められるが、過失についてはどうであろうか。注意義務における予見可能性の観点からみると、まず①「トリミングされて表示されること」については、リツイート者がよくツイッターを利用するものであればむしろ故意があることになり得るが、日頃から利用しておらずトリミングして表示されることを知らなかった場合、予見できなかったとも思われる。しかし、予見可能性は一般の利用者の観点から検討すべきであるから、多くの人がツイッターを利用し社会的インフラとしての重要性まで認められる現状からすれば、一般の利用者としてトリミン

グの表示も十分予見し得たとの判断になると思われる。次に②「無断掲載をしている元ツイート」については、無断掲載であることを知らずにリツイート行為したときに、過失があったのか、無断掲載であることを予見可能であったかが問題となり得る。元ツイートの投稿内容自体から、無断掲載であるか否かを判断することは困難ではあると思われるが、あたかも元ツイート者自身が投稿した物の著作者であるとの外形があればともかく、他から掲載している外形があれば、その著作者の同意等が明示されていない限り、著作権に違反している可能性があり得ることになり、予見可能性つまり過失が認められることが多いと思われる。一方で、ツイッターの利用は本来適法利用されるべきであるし、ほとんどは健全な利用がされていると思われるから、著作権違反している無断掲載があるが常にあり得るものだという注意を利用者に負担させるのはやはり酷であると思われ、元ツイートが著作権侵害していることが一見明らかである場合を除き、リツイート者の過失を否定する余地も十分にあり得るだろう。しかし、今回の最高裁判例が出てこれが世間に周知されるようになったことにより、ツイッターの一般利用者に対してリツイート行為の注意喚起または利用負担を課しやすくなってしまったとも言え、その意味では、原則として過失が認められてしまうのではないだろうかと危惧する。

3 損害

著作権違反の内容・程度は様々であるから個別事例ごとになるであろうが、具体的な損害額を算定しにくい事例においては、損害が認められてもやはり少額になると思われる。

4 過失相殺

無断掲載している元ツイートをリツイート行為しても、ツイッター社によるトリミング行為によることが主な原因であるため、過失相殺の余地があるようにも考えるが、著作権違反をされた被害者側においては、何ら落ち度がないのが通常であろうから、過失相殺の余地はないと考えられる。

5 共同不法行為

もつとも、無断掲載をした元ツイート者、トリミング仕様（仕組み）を取っているツイッター社、リツイート者の一連の行為により、著作権侵害をしていることから、これらは共同不法行為として連帯責任を負うことになり、内部的負担としてリツイート者が、元ツイート者またはツイッター社に対して、求償をし得る余地はあると考えられる。

第2章 リツイートによる名誉毀損（大阪高裁令和2年6月23日判決）

第1 事案

1 平成29年10月ころ、当時ツイッターのフォロワーが約18万人であったジャーナリストが、元大阪府知事が「30代で大阪府知事になったとき、20歳以上年上の大阪府の幹部たちに随分と生意気な口をきき、自殺にまで追い込んだことを忘れたのか！恥を知れ！」といった内容の第三者の投稿（元ツイート）について、自らのコメントを付けずにリツイートし（本件リツイート）、後に削除した。

2 これに対し、本件リツイートは、元大阪府知事（原告）に対する名誉毀損にあたるとして、同ジャーナリスト（被告）に対して不法行為に基づく損害賠償請求として慰謝料の支払いを求めて大阪地方裁判所に提訴した（本件訴訟）。

これに対し、被告は、原告の本件訴訟は訴権を濫用する、いわゆるスラップ訴訟にあたるとして反訴を提起した（本件反訴）。

第2 原審（大阪地裁令和元年9月12日判決）

1 本件の争点は、本件訴訟について、①本件リツイートによる名誉毀損の有無、②本件リツイートに違法性阻却が認められるか、③損害の有無・損害額、本件反訴について④本件訴訟が訴権の濫用に該当するか、⑤損害の有無・損害額についてであったが、特に①の争点について注目を浴びた事案であった。

2 争点1について

本件リツイートは、元ツイートをリツイートするに際して、何もコメントが付さずになされたという事情がある。

この点を指摘して、被告は、本件リツイートは元ツイートの発言とみるべきであると主張した。

しかし、この点について裁判所は、元ツイートを批判したり、他人に紹介したりする目的でリツイートする場合は、投稿者の立場が元ツイートの投稿者と異なることを明らかにするために、批判的ないし中立的なコメントを付するのが通常であり、「何らのコメントも付加せず元ツイートをそのまま引用するリツイートは、ツイッターを利用する一般の閲読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、例えば、前後のツイートの内容から投稿者が当該リツイートをした意図が読み取れる場合など、一般の閲読者をして投稿者が当該リツイートをした意図が理解できるような特段の事情の認められない限り、リツイートの投稿者が、自身のフォロワーに対し、当該元ツイートの内容に賛同する意思を示して行う表現行為と解するのが相当である。」との考えを示した上で、本件リツイートには、その前後の投稿も含めて、元ツイートをリツイートした意図が読み取れるような投稿はなく、特段の事情が認められないとして、本件リツイートは元ツイートの内容に賛同する被告自身の表現行為であるとして、被告の責任を認めた。

なお、争点1について、他に名誉毀損の要件に関連して、①本件リツイートが事実適示か、②本件リツイートによる原告の社会的評価の低下の有無も争われたが、いずれも肯定されている。

3 その他の争点について

違法性阻却事由については、本件リツイートのうち、社会的評価の低下を招いたとする「当該幹部職員の誰かを自殺に追い込んだ」とする部分について被告の立証はなく、尋問においても自殺の事実を認識していないことを認めていることから違法性阻却を認めず（争点2）、原告請求の一部について損害賠償請求を認めた（争点3）。

なお、原告の請求を認められることを理由に、被告によるスラップ訴訟の主張についても排斥している（争点4、5）。

第3 控訴審（大阪高裁令和2年6月23日判決）

1 前掲大阪地裁の判決に対し、被告が敗訴部分の取消等を求めて控訴した。

2 控訴審裁判所は、判示の中で、リツイートには、元ツイートをそのまま投稿する「単純リツイート」と、自分のコメントを追加した上で投稿する「引用リツイート」があるとした上で、「単純リツイートに係る投稿行為は、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、元ツイートに係る投稿内容に上記の元ツイート主のアカウント等の表示及びリツイート主がリツイートしたことを表す表示が加わることによって、当該投稿に係る表現の意味内容が変容したと解釈される特段の事情がある場合を除いて、元ツイートに係る投稿の表現内容をそのままの形でリツイート主のフォロワーのツイッター画面のタイムラインに表示させて閲覧可能な状態に置く行為に他ならない。」とした。

そして、元ツイートの表現の意味内容が社会的評価を低下させるものであると判断される場合、「リツイート主がその投稿によって元ツイートの表現内容を自身のアカウントのフォロワーの閲覧可能な状態に置くことを認識している限り、違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められる場合を除き、当該投稿を行った経緯、意図、目的、動機等のいかんを問わず、当該投稿について不法行為責任を負うものというべきである。」とした。

その上で、本件では、元ツイートに係る表現の意味内容が変容したといった特段の事情が認められない等として、原審同様、控訴人のリツイートについて不法行為責任を認めた。

3 なお、ここで判示された、「当該投稿に係る表現の意味内容が変容したと解釈される特段の事情」が具体的に何を意味するのか明らかにされていないが、例えば、単純ツイートであっても、リツイート投稿者の属性や前後の投稿から、元ツイートに対する批判的意見や反対意見を持っていることが明らかな場合などが考えられよう。

4 その他、控訴審では、控訴人が対抗言論の

主張を補充しているが、瞬時に不特定多数の閲覧者の閲覧可能な状態に置くことができるというツイッターの特質などから、同主張を採用しなかった。

第4 私見

上記の原審と控訴審の各判決において、本件リツイートによる権利侵害を認めた結論に違いはないものの、その判断するところのニュアンスは若干異なる。

原審は、リツイート投稿者の動機を探求し、元ツイートを批判したり、他人に紹介したりする目的であれば、批判的ないし中立的なコメントを付するのが通常であり、何もコメントを付さないのは元ツイートの内容に賛同する意思を示して行う表現行為であるとしている。

他方、控訴審は、リツイートの経緯、意図、目的、動機等は問わないとしている。

控訴審の判断の方が、リツイート投稿時の主観を問わない点で判断基準が明確であるという利点があるが、リツイート投稿者は権利侵害となる投稿そのものを作成した者でないことやリツイートという瞬間的かつ単純な行動しか行っていないことなどを考えると、原審のように、リツイート時におけるリツイート投稿者の目的等を探求することによって、その責任を制限的に捉える方がリツイートという行為の特殊性を踏まえた判断ができるのではないかと考える。

第3章 リツイートによる名誉毀損における表現行為の特定性（東京地裁平成27年11月25日判決）

第1 事案の概要

原告（ブロガー兼ウェブサイト管理者。国会議員Aについて起訴相当と議決した検察審査会は実際には存在しないとの説（検察審査会架空説）を積極的に発信している）が、被告（ブロガー。検察審査会架空説への言及などの主張を積極的に発信している）に対して、被告がツイッターで発信したツイート、リツイート、原告と第三者との間の訴訟において第三者が証拠として提出した被告の陳述書、及び被告が発信し

たメールやブログ掲載記事が原告の名誉を毀損するものであるとして、損害賠償を請求して訴訟を提起した事案である。

第2 争点（ツイッター関連に限る）

1 被告がツイッター上で発信したツイート及びリツイート（以下、「本件ツイート等」）が原告の名誉を毀損するか。

2 被告が提出した対抗言論の法理に基づく抗弁の成否

3 被告が提出した真実性の抗弁の成否

4 ツイッターの影響力が限定的であることから違法性が阻却される旨の主張の成否

第3 裁判所の判断

1 判決：一部認容

2 理由：

（1）争点1（本件ツイート等の名誉毀損性）について

① 以下のツイート等については、名誉毀損性が認められる。

ア 一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、第三者に対し、被告言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって事実無根、内容虚偽な発言であると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示したものは、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

例ア「Xさん（原告）がある方に送ったメールで、私（被告）が話したこととして、まったく事実無根なことが書かれているのを確認しています。嘘でなければ妄想でしょう」

例イ「Xさん・・・は、そもそも会ってもいないし言ってもいないのに、「Yと会って、直接聞いた」などと、真っ赤なデマを他人に吹聴していたという事実があります。そのことだけで、嘘つきであるか妄想癖があるかのどちらかだとして申し上げようがありません。」

イ リツイートは、既存の文章を引用形式により発信する主体的な表現行為としての性質を有するから、本件ツイート等の名誉毀損性の有無を判断するに際しては、リツイートにかかる部

分をも判断対象に含めるのが相当であり、・・(原告作成の文章を引用したリツイートについては、原告作成に係る記載部分と相まって)一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって偽メールであると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示するものと認められる。かかる事実摘示は、原告の社会的信用を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

例 原告作成の文章「一方的に悪質な嫌がらせをなさっているのはXさんなのですが」を引用した「そのところを具体的に」との第三者のツイートを「私のことも言ってないことを言ったとした偽メールが送られています」と被告がリツイート。

② 以下のツイート等には、名誉毀損性は認められない。

ア 検察審査会架空説に対する批判的な内容のツイート等

検察審査会架空説とは、「国会議員のAについて起訴相当との議決をした東京第5検察審査会は実際には存在しない架空のものであった」との内容の、原告自身と何らかの関連性があるとはうかがわれない事柄をめぐる一つの立場に過ぎないものと認められ、これに対する批判的な言説は、それが根拠を伴うものであるか否かにかかわらず、原告の社会的評価を直ちに低下させるものであるとは認められない。

イ 原告を誹謗中傷していた第三者のツイートのリツイート

当該第三者のツイートについて、個々の記載内容に即して摘示事実を明らかに特定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的主張があるとは言えず、・・原告に対する名誉毀損性を認めることはできない。

ウ 記載の対象とされた人物を特定する情報に乏しいツイート等

エ 原告による何らかの言説が存在するとの事実を前提として、そのような言説は何の根拠も

ない捏造である等の意見ないし論評を表明するツイート等

原告による言説の具体的内容を特定するに足りる情報はなく、これを否定する被告の立場にも特段の論拠があることは示されていないことに照らすと、・・原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは、直ちには認めがたい。
オ 検察審査会架空説を主要な内容とする原告の著書を批判したツイート等

一般に書籍に対する批判的評価が直ちにその著者に対する名誉毀損を構成するとは解されない。また、同書に対する批判的な言説に対しては、上記アにおいて検察審査会架空説にたいする批判的言説が原告に対する名誉毀損とはならない旨説示したところが同様に妥当する。

(2) 争点2 (対抗言論の法理) について

① 被告の、「論争となっている点に関連する批判や反論は、名誉毀損となる人格攻撃であっても許容される」旨の主張は、一定の場合には人格攻撃が許容されるとする結論自体が容易には採用し難いものである・・。

② 本件において原告の名誉を毀損すると認められる表現により摘示されている事実は、より具体的には、「原告が、Cに対し、「被告はロシアのサーバーを経由して流されてきたファイルの送り主が誰であるかを知っている」旨の、事実とは異なる情報を、メール又は電話で伝達したこと」、又は「原告が「被告から電話を受けた」旨の、事実とは異なる情報を発信したこと」のいずれかとして特定することができる。しかるに、上記のように特定された各事実をめぐり原被告間で発せられる表現としての本件ツイート等は、それ自体として論争の名に値するような価値を有するものとはいえず、また検察審査会架空説その他の論争の対象となり得るような問題の当否とも直接的な関わりを有するものではないから、・・「対抗言論の法理」において保護の対象となる・・「論争となっている点に関連する批判や反論」に当たるとも考え難い。

(3) 争点3 (真実性の抗弁) について

本件における真実性の抗弁の成否を検討するに当たっては、被告の意識内容をも斟酌してよ

り具体的に特定した摘示事実(A 事実と B 事実)をもって、真実性立証の対象となる事実となるものと解するのが相当である・・・(が、A 事実については) 真実性の立証があるとはいえず、・・・(B 事実については) 真実とは異なることが明らかであり、同事実が真実であることを前提とする抗弁は、・・・認めることができない。

(4) 争点4 (ツイッターの影響力)

被告は、ツイッターの影響力はブログ等に比べて限定的であることなどから、本件ツイート等の違法性が否定される旨主張する。

しかし、被告自身が、「広く読まれているブログと、15000人(当時)以上ものツイッターフォロワーを持つ被告の影響力」という表現で自己のツイートの影響力が大きい趣旨の主張をしていることなどに照らせば、上記主張は、・・・採用し難い。

第4 私見

1 本事案は、国会議員に対し検察審査会が起訴相当の議決をした事件につき、いわゆる「検察審査会架空説」を主張する原告が、ツイッターやブログ等を通じて同説を否定する主張を展開した被告に対し、名誉毀損に基づく損害賠償請求訴訟を提起したものである。

2 ツイッターの社会的影響力について(争点4)は、被告が「本件ツイート等を読む者は、その時間帯にツイッターにログインしている被告のフォロワーに限られ、その影響はブログ等に比べて限定的である上、書き込まれる発言がわずか140文字に制約されることから、一般にフォロワーに限り理解することが可能な表現が多く用いられ、不特定多数の第三者がツイッターでの発言内容を即時に把握することは容易ではない」として本件ツイート等の違法性を否定する主張をしたのに対し、本件判決は、ツイッターが社会的影響力を有し、特定人につき社会的評価を低下させる事実のツイートが名誉毀損に該当すると結論づけている。

3 リツイートについて、本件判決は、「既存の文章を引用形式により発信する主体的な表現行為としての性質を有するといえる」として、リ

ツイートされた元ツイート部分もリツイート者による名誉毀損性の有無の判断対象とすることを認めている。

4 リツイートにおけるリツイート者の表現の特定性

(1) リツイートとは、「ツイートを再びツイートすること」とされている(Twitter社HP「ヘルプセンター」より)。

リツイートによって、元ツイートを自分のフォロワー全員に素早く共有できる。

リツイートには2種類あって、元ツイートを単にフォロワーに共有するものと、元ツイートを引用して自分のコメントをツイートする引用リツイートとがある。

リツイートすると、自分のホーム画面に元ツイートが表示され、自分のフォロワーのホーム画面にも同様に表示される(リツイートされたメッセージについてはRTというリツイートされたものであることを示す表記が付されることもある)。

(2) では、他人のツイートをリツイートして自分及びそのフォロワーのホーム画面に表示された元ツイートはリツイート者の表現行為と言えるか。

リツイートにおける判断対象となる表現の特定が問題となる。

考えられる結論の一つは、他人のツイート部分は引用であるとするものである(A説)。

この結論になれば、リツイート者は、ツイート自体は表現しておらず、他人のツイートを他人の表現として引用しているに過ぎないということになる。

もう一つの結論は、他人のツイート部分も含めて、リツイート者の表現とするものである(B説)。

この結論になれば、リツイート者は他人のツイートを自分の表現として利用していることになる。

本件判決では、「既存の文章を引用形式により発信する主体的な表現行為としての性質を有するから、本件ツイート等の名誉毀損性の有無を判断するに際しては、リツイートにかかる部分

をも判断対象に含めるのが相当であり」として、元ツイートもリツイート者の表現に含めて判断すべきとした。これは先述の B 説に立ったものと思われる。

(3) この点で、表現内容の名誉毀損性の有無を判断する場合には、一般読者の普通の注意と読み方を基準とするというのが判例の考え方である(最判昭和 31 年 7 月 20 日)。

一般読者というのは、その媒体毎に異なる。ツイッターの場合、フォロワーがツイートによる表現の受領者となるため、一般のフォロワーの注意と読み方が判断の基準となる。

フォロワーは、程度の差はあるものの、ツイート者の属性や主張などに関心を持っている集団と言えるので、その集団の平均的な知識や理解度が名誉毀損性の有無の判断基準となるものと考えられる。したがって、その判断の前提となる、表現の特定性についても同様の基準で判断されるべきである。

本件判決では、

① 原告によるツイート(「一方的に悪質な嫌がらせをなさっているのは X さんなのですが」)

→ ② 第三者による引用リツイート(「そのところを具体的に」)

→ ③ 被告による引用リツイート(「私のことも言っていないことを言ったとした偽メールが送られています」)

について、①②③の全てを被告による名誉毀損の表現と認定したと思われる。

③だけでは誰の名誉を毀損しているのか、対象者が特定できないので、被告のツイッターの一般的なフォロワーの認識を基準に、①から③までの全体を被告の表現として特定し名誉毀損を認めたのではないかと解釈できる。

4 では、本件判決の事例とは異なり、例えば、リツイート者が自分の主張に反対する第三者の主張を単純にリツイートした場合、又は、批判するコメントを付して引用リツイートした場合、元ツイートはリツイート者の表現といえるか。

先述の A 説によれば、リツイートはあくまで元ツイートの引用でありリツイート者の表現ではないと考える。また、B 説によっても、一般

的なフォロワーの認識を基準とする限り、やはりリツイート者の表現と考えるべきではないであろう。

とすると、元ツイートがリツイート者の表現と特定される場合というのは、一般的なフォロワーを基準として、

① 元ツイートがなければリツイートの意味が解釈できない場合

② リツイート者が元ツイートを自分の主張として表現したものと解釈できる場合

のいずれかなのではないかと考えられる。

つまり、リツイートを元ツイートも含めたリツイート者の主体的な表現とする本件判決の射程は上記①②のような場合に限られるのではないかと、思料する。

第 4 章 ツイッター等による名誉毀損における表現行為の特定性及び公然性(東京地裁平成 26 年 12 月 24 日判決)

第 1 事案の概要

1 当事者

原告 1 は a 会という団体の代表者であり、原告 2 は a 会の会員である。

被告 1 は、元 a 会の副会長であり、現在は退会している。

被告 2、3、5~9 は、それぞれ a 会、c 会、d 会、e 会の関係者及び元関係者である。

被告 4 は、原告 1 の元交際相手である。

2 前提事実

本事案の概要は以下の通りである。

原告 1 は、原告 2 から被告 1 と交際中にその意に反する性交渉を強いられたと聞き、被告 1 を自宅に呼び出し原告 2 と 3 人で話し合いをした(「本件話し合い」)。

本件話し合いの場で、原告 1 が被告 1 に強姦の事実を認めるように迫ったところ、被告 1 はその話し合いの最中に自分の腹部を包丁で刺す自傷行為に及んだ。

原告 2 はその後被告 1 を強姦により告訴し、被告 1 は同被疑事実で逮捕され勾留されたもの

の処分保留で釈放され、その後、嫌疑不十分により不起訴処分を受けた(「本件強姦被疑事件」)。

3 訴えの内容 (SNS に関連するものに限る)

(1) 本訴

本訴① 被告 1、同 2、同 3、同 4、同 5、同 6 がスカイプ (インターネット回線を利用して音声会話、文字会話及びデータファイルの送受信を複数人で同時に行うことができるサービス) 利用したチャット (文字会話。「スカイプチャット」) において、原告 2 の名誉を毀損し、侮辱し、プライバシーを侵害したことを理由とした慰謝料請求

本訴② 被告 7 を除く被告らが SNS であるミクシィボイス (「つぶやき」と称される短文投稿機能があり、当該投稿を見た者は画面上の「イイネ!」タグをクリックすることによって当該投稿に賛意を示すことができる) 及びブログ上で原告らの名誉毀損、侮辱、脅迫及びプライバシー侵害を行ったことを理由とした慰謝料請求

(2) 反訴

反訴①及び② 原告 2 がツイッター上で被告 7 (反訴①) 及び被告 6 (反訴②) のプライバシーを侵害し、名誉を毀損し、侮辱したことを理由とした被告 7 及び被告 6 の原告 2 に対する慰謝料請求

反訴③ 原告 2 がツイッター上で被告 2 に対して名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害を行い、原告らがツイッター上で被告 2 を威嚇する投稿等を行ったことを理由とした被告 2 から原告らに対する慰謝料請求

反訴④ 原告らがツイッター上で被告 1 の名誉を毀損したことを理由とした被告 1 から原告らに対する慰謝料請求。

第 2 争点 (SNS に関連するものに限る)

1 被告らがスカイプチャットによって原告らの名誉を毀損したプライバシーを侵害する不法行為をしたといえるか。

2 被告らがミクシィボイスに投稿することによって原告らの名誉を毀損し、プライバシーを侵害する不法行為をしたといえるか。

3 原告らがツイッター上の投稿等により被告

らの名誉を毀損し、プライバシーを侵害する不法行為をしたといえるか。

第 3 裁判所の判断

1 判決: 本訴請求はいずれも棄却、反訴請求につき一部認容

2 理由:

(1) 争点 1 (スカイプチャットによる名誉毀損等) について

スカイプチャットは、登録された一定のユーザーの範囲でしか会話をする事ができないものの、登録はチャットルームの開設者だけではなく、登録されたユーザーもまたほかの者を登録することができ、ある会話が行われた時点において登録されていれば、その時にチャットに参加していなくても、後にチャットに参加した際、ほかの登録ユーザーで上記会話に参加して会話のログを保持している者がいれば、そのログを閲覧、共有することができる仕組みになっている……。このようなスカイプチャットの仕組みからすると、会話のログは、その会話の時点で当該会話に参加していなかったユーザーとの間で共有が可能であり、そのログは、インターネットという媒体の性質上、電子データとして共有されるものであるから、データを複製することによって、上記スカイプチャットの仕組みによっては当然にログを共有できない第三者に対しても短時間に容易に拡散させることが可能であるといえ、本件のようにたとえ会話に参加していた者が数名程度であったとしても「公然性」の要件を欠くということはいえない。

(しかし、)原告らが不法行為と主張する各投稿について検討すると、……(被告らの投稿ではない、引用されたブログの内容が原告に向けたものではない、「ひどい」「鬼畜」などの抽象的な評価を短文で記載したものにはすぎない、などの理由により名誉毀損や侮辱には当たらない。)

(なお、)「A ブーコ」、「鬼畜」との記載、……「おかしい、いかれている」との書込みは、「A」との記載があることから原告 2 を対象としたものと思われ、本人がこれを目にした場合には、

一定の不快感を抱くことは否定できないが、一般的にはスカイプチャット上の投稿が限定されたユーザー間で比較的気軽な「会話」といえるものにすぎないことに照らせば、上記各被告らがこれらの書込みをしたことによって原告2の社会的評価を直ちに低下させたとか、損害賠償義務を負わなければならないほどに侮辱したとまでは認められない。

(2) 争点2 (ミクシィボイスによる名誉毀損等) について

ア 原告らは、被告8が・・・ミクシィ上で原告らの中傷する内容のつぶやきを投稿し、他の被告らがこれに賛同するコメントを投稿したことが、原告らの名誉を毀損し、プライバシーを侵害する旨主張する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、被告8は、自らのつぶやきの閲覧可能な範囲を友人として承認した者(「マイミク」)に限定していることが認められ、これによれば、被告8によるミクシィ上のつぶやき及びこれに関するコメントが、マイミクの範囲を超えて他の第三者の目に触れることは原則としてないと推認され、これを覆すような事情は認められない。したがって、被告8のミクシィ上のつぶやき及びこれに関する他の被告らのコメントについては、公然性の要件を欠くものというべきであり、これによって原告らの社会的評価を低下させたり、プライバシーを侵害したりするという事はできない。これに対し、原告らは、被告8のマイミク数は100名と主張・・・するが、当該つぶやきが行われた・・・当時の被告8のマイミク数が公然性の要件を満たすものと是認できるほどに達していたと認めるには足りない。従って、被告8のミクシィ上のつぶやき及びこれに関する他の被告のコメントの投稿について、名誉毀損の成立を認めることはできない。

イ 被告8が・・・ミクシィ上に投稿したつぶやきのうち、原告1を対象とする「歩く生殖器」「性狂」「キモX1」という記載や原告2を対象とする「肉便器」「バカ女」との記載は、いずれもその文面上、悪意をうかがわせるものであって、原告らの名誉感情を侵害し得るものと認め

られる。しかしながら、上記・・・のとおり、被告8は、ミクシィ上でのつぶやきを閲覧できる範囲をマイミクに限定していた上、弁論の全趣旨によれば、原告らは同マイミクの範囲には入っていなかったと認められるから、当該ミクシィ上のコメントの投稿をしたとしても、それによって原告らに対して投稿内容を告知したことにはならず、同投稿をもって原告らに対する侮辱の不法行為が成立するという事はできない。なお、弁論の全趣旨によれば、原告らは、後に上記投稿の存在を知ったことが認められるが、その経緯や被告8による予見可能性等が具体的に立証されておらず、原告らが結果的に上記投稿を知ったというだけでは、被告8による原告らに対する不法行為の成立を認めるのは足りない・・・。

(3) 争点3 (ツイッターによる名誉毀損等) について

原告2が、原告1の・・・投稿した「ポスター破りに唾かけ、車破壊、名誉毀損、業務妨害、証拠隠滅・犯人隠避、ストーカー、強姦、強制猥褻、不正アクセス、詐欺、恐喝、集団暴行、飲酒運転 etc...お前らはこんだけやらかしてるんだから、無傷でいられるわけないでしょ」とのツイートをツイッターに再投稿(リツイート)し、被告6及び被告7が上記の罪を犯したとの事実を摘示した。また、原告2は、原告1が・・・投稿した「カルト保守の特徴は、カルト・やぐざとの癒着、無職・ニート、ストーカー・盗撮・性犯罪、虚言癖・虚偽の流布・自作自演、濫訴・証拠の偽造・変造、仲間を売る、漢字の読み書きができない、暴言、暴行、資格者のふりをして知ったかぶり等々」とのツイッターをリツイートしたことが認められる。原告2が行ったこれらのリツイートは、被告7及び被告6が多数の犯罪をしたことなどを示しており、両被告を侮辱し、両被告の社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものであることは明らかであるから、原告2は、これにより両被告に生じた精神的損害を賠償する責を免れない・・・。

これに対して、原告2は、リツイートは、原告2自身が発信したものではない旨を主張し、

それを前提に、被告7(らの)・反訴請求が不法な請求又は二重起訴であると主張する(が、)・・・リツイートもツイートをそのまま自身のツイッターに掲載する点で、自身の発言と同様に扱われるものであり、原告2の発言行為とみるべきであるから、リツイートについても名誉毀損等が成立するとして損害賠償請求をすることが直ちに不法な請求として違法になるものではなく、また、リツイートは元となるツイートと同内容であるものの、別の発言行為であるから元のツイートについて不法行為が成立するとして損害賠償請求がされていても、リツイートした人物に対し同様の不法行為が成立するとして賠償請求をすることが二重起訴となるものでもない・・・。

第4 私見

本件事案では、本訴がスカイプチャットやミクシィのつぶやき機能を使った投稿による名誉毀損等の成否が、反訴ではツイッターによるツイート及びリツイートによる名誉毀損等の成否が、それぞれ問題となった。

1 このうち、争点1のスカイプチャットについて、本件判決は、仮に登録されたユーザーが少数で限定されていた場合であっても、ユーザー登録は開設者だけでなく登録ユーザーも可能であり、ある会話が行われた時点で登録されているユーザーは、後からチャットに参加した際、上記会話に参加し会話のログを保持しているユーザーのログを閲覧、共有できること、そのログは、インターネットという媒体の性質上、電子データとして共有され、データ複製によって、当然にはログを共有できない第三者にも短時間で容易に拡散可能であることから、本件のようにたとえ会話に参加していた者が数名程度であったとしても「公然性」の要件を欠くということとはできない、とした(もっとも、投稿内容の「事実摘示性」等を否定し名誉棄損には当たらないと結論づけている)。

スカイプのプライベート会話の機能では、会話参加者がさらに第三者を会話に招待する機能があり(スカイプのヘルプ 「Skypeのプライベート会話とはどのようなものですか?」参照

URL : <https://support.skype.com/ja/faq/FA34824/skype-nopuraibetohui-hua-tohadonoyounamonodesuka>)、この機能を使えば、会話参加者は誰でも会話ログの閲覧者を増やすことができることをもって、「短時間で容易に拡散可能」と判断したようである。

閲覧可能ユーザーの追加登録可能性及びデータの複製可能性を根拠に、判例の立場であるいわゆる「伝播性の理論」(最判昭和34年5月7日(刑集13巻5号641頁)ほか)を適用したものと見えようである。

2 他方で、本件判決の争点2のミクシィボイスについては、自らのつぶやきの閲覧可能な範囲を友人として承認した者を「マイミク」として限定しており、投稿の内容が、マイミクの範囲を超えてほかの第三者の目に触れることは原則としてないことを理由として、公然性の要件で名誉毀損の成立を否定した。ミクシィでは、つぶやきの都度、その公開範囲を設定することができ、「友人までに公開」と設定すると、「マイミク」に登録したユーザーにのみ投稿が公開され、この設定は投稿者だけが行えるため、スカイプチャットとは異なる結論となったようである。(ミクシィHP「Q.つぶやきの公開範囲について」参照URL :

<https://mixi.jp/help.pl?mode=item&item=562>)。

3 表現の「公然性」とSNSの特殊性

(1) 名誉毀損の要件である「公然性」とは、不特定又は多数人に対する表現であることを指す。

本件判決の事例では、スカイプチャットについて、チャットに参加できる登録ユーザーが少数で限定されていた場合であっても、登録ユーザーによる新規ユーザーの追加登録が可能であり、追加登録されたユーザーは自分がチャットに参加する前になされたチャットの内容も、参加者が保存しているログを閲覧することで知りうる機能となっていることを理由に公然性を認めた(争点1)。

SNSの性格上、不特定多数のフォロワーや一般利用者に対して広くメッセージを届けること

が可能である一方、一人又は少数の仲間内でのメッセージ交換にも利用されるため、人数や相手方の特性のばらつきがどの程度に達すると、名誉毀損の要件である「公然性」が充足されると言えるのか、が問題となる。

仮に本件判決の判断基準に立てば、そのチャットの機能として相手方が新規に閲覧権限を第三者に付与できる設定になっている場合、チャット者の意図に関係なく「公然性」の要件が充足されてしまうのではないかと、ここでの問題意識である。

(2) 「公然性」の要件をさらに具体的な判断基準に落とし込んでいるのが、判例となっている「伝播性」の法理である。

伝播性の法理とは、「不特定又は多数人に伝播する場合には公然性を充足する」という考え方である。

そして、「伝播する場合」として、不特定多数人に伝播する可能性があれば認める考え方(A説)と、現実には不特定多数人に伝播することが必要であるという考え方(B説)とがある。

A説は、さらにどの程度の可能性を要求するのかによっても見解が分かれる。表現内容や表現の受領者の特性などに関係なく抽象的な可能性で認める見解から、具体的に伝播する可能性を支える事情を要求する見解まである。

B説は「公然性」の要件を厳格に解するもので、実際に不特定又は多数人への伝播を要求し、その伝播の具体的な経緯から当該表現行為の「公然性」を認める見解であると理解できる。

(3) 本件判決は Skype チャットについては前述の理由で公然性を認めたが、同じ案件で問題となったミクシーボイスについては、限定された範囲(「マイミク」)を超えて閲覧者が拡大する可能性が低いことを理由に公然性を否定している。

この点から、本件判決は、現実には伝播することを要しない(その意味でA説)ものの、媒体の機能から見て容易に伝播しうるか否かを判断基準に「公然性」を判断しているものと思われる。

かかる立場によれば、表現者の実際の意図が

限定された仲間内だけの表現だったとしても、閲覧者の設定が管理者以外でも容易な媒体を使っている場合には、伝播可能性があることと認められることになる。

4 争点3のツイッターに関しては、リツイートは自ら発信したものではないとの原告(反訴被告)の主張を否定し、「リツイートも、ツイートをそのまま自身のツイッターに掲載する点で、自身の発言と同様に扱われる」ことを理由に原告自身の発信行為であるとしている。

リツイートの際に、リツイート者が自らのコメントを付けて投稿したのか否かについては判決文からは明らかではないが、上記の判決文が示す規範によれば、リツイート者自身のコメントの有無に関係なく、リツイート自体が独自の発信行為ととらえられることになるであろう。

第5章 SNS上の権利侵害に特徴的な論点

第1 はじめに

一般に、SNSへの投稿によって権利を侵害された者(被害者)は、その投稿を行った者(加害者)に対して、不法行為に基づいて損害賠償等を請求することができる。被害者が請求を行うためには、加害者を特定しなければならない(加害者の特定)。SNSへの投稿が匿名で行われている場合には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法、以下「プロ責法」という。)に基づいて、特定電気通信役務提供者(プロバイダ)に対して、発信者情報の開示請求(同法4条)を行わなければならないことがある。開示請求が認められるためには、権利侵害の明白性(同条1項1号)と開示請求を受けるべき正当理由(同2号)を充たす必要がある。被害者は、発信者情報の開示を受け加害者を特定した後、訴訟外の交渉や訴訟提起を行うことになる。

SNSへの投稿によって権利を侵害された被害者は、不法行為に基づいて加害者に対して損害賠償を請求できる。その請求原因は、①権利

侵害、②①についての加害者の故意又は過失、③損害の発生とその数額、④①と③との因果関係である¹。例えば名誉毀損事件では、①権利侵害に関連して、問題となる表現の趣旨の特定が問題となり（当該表現が事実摘示か意見・論評か、あるいは表現の公然性や再投稿した内容は再投稿した者の表現かなどが問題となることもある。）、そして特定された表現が社会的評価を低下させるかが問題となる。特定された表現が社会的評価を低下させる場合には、真実性・相当性の抗弁等や公正な論評の法理が問題となる²。

以下では4つの裁判例をSNS上の権利侵害に特徴的な論点という観点から整理する。

第2 権利侵害表現を含む元の投稿をSNSへ再投稿をした者の権利侵害主体性

1 再投稿をした者の「侵害情報の発信者」該当性

加害者を特定するために行われる発信者情報開示請求訴訟である最判令和2年7月21日（以下「裁判例①」という。）では、プロ責法4条1項に基づく発信者情報の開示請求をする者が、インターネット上の情報ネットワーク（ツイッター）においてされた同人の著作物である写真の画像の掲載を含む投稿により、同写真に係る氏名表示権を侵害された場合に、リツイートをした者が、同項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」開示請求をする者の権利を侵害したものとイえるかが争われた。裁判例①は、リツイートをした者は、同項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」上記開示請求をする者の権利を侵害したものとイえるとした。

2 名誉毀損表現を含む投稿を再投稿した者の責任

名誉毀損（不法行為）を理由とする損害賠償請求訴訟である大阪高判令和2年6月23日（以下、「裁判例②」という。）では、人の社会的評価を低下させる内容の表現を含むリツイートを単純リツイートした者がその投稿について不法行為責任を負うかが争われた。裁判例②は、元ツイートの表現の意味内容が一般読者の普通

の注意と読み方を基準として解釈すれば名誉毀損と判断される場合、リツイート主がその投稿によって元ツイートの表現内容を自身のアカウントのフォロワーの閲覧可能な状態に置くということを認識している限り、違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められる場合を除き、当該投稿を行った経緯、意図、目的、動機等のいかんを問わず、当該投稿について不法行為責任を負うとした。

3 表現の趣旨の特定

問題となる表現の名誉毀損性の有無を判断するにあたって、どのような事実が摘示されたかが問題となる。どのような事実が摘示されたかは、一般人の普通の読み方を基準として判断される³。文章中にツイート部分とリツイート部分が混在する場合、リツイートに係る部分を判断対象に含めるべきかどうか争われることがある。名誉毀損（不法行為）を理由とする損害賠償請求訴訟である東京地判平成27年11月25日（裁判例③）は、「リツイートは、既存の文章を引用形式により発信する主体的な表現行為としての性質を有するといえるから、本件ツイート等の名誉毀損性の有無を判断するに際しては、リツイートに係る部分をも判断対象に含めるのが相当」であるとした。

4 二重提訴該当性

名誉毀損表現を含む元の投稿を再投稿をした者が、再投稿が自身の表現行為ではないことを前提に、元の投稿について不法行為が成立するとして賠償請求がなされている場合に、再投稿をした者に対して同様に不法行為が成立するとして賠償請求をすることが二重提訴に当たると主張されることがある。名誉毀損（不法行為）を理由とする損害賠償請求訴訟である東京地判平成26年12月24日（裁判例④）は、「リツイートも、ツイートをそのまま自身のツイッターに掲載する点で、自身の発言と同様に扱われるものであり」リツイートを行った者自身の発言行為とみるべきであるとし、「リツイートは元となるツイートと同内容ではあるものの、別の発言行為であるから元のツイートについて不法行為が成立するとして損害賠償請求がなされてい

ても、リツイートした人物に対し同様に不法行為が成立するとして賠償請求をすることが二重提訴となるものでもない」とした。

5 小括

ツイッターのウェブサイトでは、「フォロワーに公開して共有するツイートは『リツイート』と呼ばれ」、「リツイート」は「リツイート」ボタンをクリックするだけで行うことができ、「リツイート機能は Twitter 上で見つけたニュースや耳寄り情報を伝えるのに便利」と紹介されている。多くのツイッターユーザーは、「リツイート」をただで不法行為が成立するとは思っていないかもしれない。しかし、裁判例では、リツイートはリツイートをした者による主体的な表現行為としての性質を有するものと理解されており、権利侵害表現を含む元の投稿を SNS へ再投稿をした者が権利侵害の主体であることが認められている（権利侵害表現を含む元の投稿をリツイートをしただけで不法行為が成立することになる。）。

第2 公然性

1 名誉毀損罪にいう「公然と」の解釈

刑法 230 条 1 項（名誉毀損罪）では公然性が構成要件とされている（「公然と」）。「公然と」とは、摘示された事実を不特定または多数人が認識しうる状態をいう⁴。不特定とは相手方が限定されていないことを意味し、多数人とは相手方が特定されているがその数が多数であることを意味する。もっとも、判例は、摘示の相手方が特定・少数の場合でも不特定または多数人に

伝播可能性がある場合には公然性を認める立場（伝播性の理論）を採用している⁵。

2 民事上の名誉毀損における公然性の解釈

民事上の名誉毀損（不法行為）については公然性を要件とする明文の規定がない。しかし、実務では民事上の名誉毀損（不法行為）についても、公然性が必要とされており、伝播性の理論は民事上の名誉毀損の解釈にもそのまま持ち込まれている⁶。同理論を前提とすれば、インターネット上の表現であれば原則公然性ありとされる⁷が、これが争われることがある。

3 インターネット上の表現と公然性

裁判例^④は、一方で、スカイプによるチャット上の発言（スカイプチャット）について、その仕組みからすると、会話のログのデータを複製し、「第三者に対しても短時間に容易に拡散させて伝播させることが可能である」として、「たとえ会話に参加していた者が数名程度であったとしても、「公然性」の要件を欠くということとはできない」とした（公然性を肯定）。他方で、「自分のつぶやきの公開範囲を閲覧可能な範囲を友人として承認した者（マイミク）に限定していること」を理由に、「ミクシィ上のつぶやき及びこれに関するコメントが、マイミクの範囲を超えて他の第三者の目に触れることは原則としてないと推認され」とし、公然性を否定した（なお、「マイミク数が公然性の要件を満たすものと認認できるほどに達していたと認めるには足りない」と認定されている。）。

1 司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会,2015年）51頁

2 松尾剛行・山田悠一郎『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務 第2版』（勁草書房,2019年）第三編

3 最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁

4 大判昭和3年12月13日刑集7巻76頁,最判昭和36年10月13日刑集15巻9号1586頁

5 最判昭和34年5月7日刑集13巻5号641頁

6 佃克彦『名誉毀損の法律実務 [第3版]』（弘文堂,2017年）95頁

7 松尾・山田・前掲注2）148頁